

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例

Q & A

(令和 7 年 5 月 23 日更新)

- 1 規制の対象、内容に関すること・・・P 1～3
- 2 手続に関すること・・・P 4、5
- 3 水質、土壌の調査に関すること・・・P 6～9
- 4 盛土条例の許可に関すること・・・P 10、11

※静岡県盛土等の規制に関する条例：盛土条例（旧条例）

静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例：盛土環境条例（新条例）

< 目 次 >

1 規制の対象、内容に関すること

- Q 1－1 規制の対象となる盛土等はどのようなものか。
- Q 1－2 平坦な場所での盛土への規制はどうなるのか。
- Q 1－3 営農行為にも規制はかかるのか。
- Q 1－4 開発型盛土とはどのようなものか。
- Q 1－5 処分型盛土とはどのようなものか。
- Q 1－6 一時堆積（土石の堆積）の定義は盛土規制法と同様であるか。
- Q 1－7 埋立てとはどのようなものか。
- Q 1－8 盛土規制法において、国や都道府県、政令指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって法における「みなし許可」となるが、この場合、盛土環境条例の届出は必要か。
- Q 1－9 改良土や再生土は規制の対象か。
- Q 1－10 土石の現地流用の場合、届出は不要か。
- Q 1－11 工事に伴う一時堆積の場合、届出は必要か。

2 手続に関すること

- Q 2－1 周辺地域の住民への説明会は必須となるのか。
- Q 2－2 土地所有者の同意は必須となるのか。
- Q 2－3 盛土環境条例の届出の前に、これまで申請の前に行っていた土壌の汚染状況の調査を行う必要はあるか。
- Q 2－4 土石搬入報告書に土石搬入状況一覧表（様式第6号）を添付できるのはどのようなときか。
- Q 2－5 土石に汚染のないことを確認するにはどうしたらよいか。
- Q 2－6 残土処理場等に土砂を受け取ってもらう際には、分析調査が必要となるのか。

3 水質、土壌の調査に関すること

- Q 3－1 分析調査の項目数は減らさないのか。
- Q 3－2 ダイオキシン類の分析調査を除外できないか。
- Q 3－3 一時堆積（ストックヤード等）は分析調査が必要となるのか。

- Q 3－4 「開発型盛土」において、土壌等の分析調査を不要とする理由は。
- Q 3－5 田畑転換のような農地転用に対して、処分型盛土として土壌等の分析調査等の規制をかけるのはなぜか。
- Q 3－6 工場用地の造成を計画しているが、土石等の購入先（発生元）が届出時には決まっておらず、施工中に発生元（購入先）を探しながら工事を進めていきたいが、このような場合、開発型盛土として、土壌の分析調査は不要になるか。
- Q 3－7 「開発型盛土」として、土石等を搬入する前にあらかじめ土石搬入報告書を提出し県から汚染のおそれの確認を受けた後、一部の土石等の購入先（発生元）が変更になった場合の手続きは。また、土壌や水質の分析調査は必要か。
- Q 3－8 開発型盛土以外の盛土等であっても、土石の搬入前に県に汚染のないことの報告書を提出し、確認を受ければ土壌の分析調査は不要とならないか。
- Q 3－9 処分型盛土や埋立てでも、発生元から汚染のおそれのないことの証明書等の交付を受ければ、土壌等の分析調査は不要ではないか。
- Q 3－10 再生資源利用促進計画等は、小規模な工事でも自主的に作成すれば、土石基準に適合することを確認した書類として扱われるのか。
- Q 3－11 改良土又は再生土の場合、どのように土壌の調査を行うか。
- Q 3－12 改良土のうち、石灰を混合する場合でも土壌の分析調査が必要か。

4 盛土条例の許可に関すること（経過措置等）

- Q 4－1 既に許可を受けている盛土等の扱いはどのようなになるのか。
- Q 4－2 盛土条例の許可が間に合わなかった場合はどのようにすればよいのか。
- Q 4－3 盛土条例の許可を受けている盛土等は、これまでどおり土壌の分析調査が必要なのか。
- Q 4－4 盛土条例の許可を受けている盛土等において、変更許可に該当するような変更が生じた場合、どのような手続が必要となるか。

1 規制の対象、内容に関すること

Q 1－1 規制の対象となる盛土等はどのようなものか。

A 盛土環境条例における規制の対象は以下のとおりです。

ア 盛土規制法の対象となる盛土、堆積

イ 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く）

（ア、イのいずれも、1,000 m³以上のもの）

現地流用による盛土等は届出の対象外です。

なお、届出不要な盛土等であっても、汚染された土石で盛土等を行うことは出来ません。

Q 1－2 平坦な場所での盛土への規制はどうなるのか。

A 盛土環境条例の対象は、盛土規制法の対象と同様の考え方になります。

盛土規制法の対象となる平坦な場所での盛土については、盛土環境条例においても対象となります。

Q 1－3 営農行為にも規制はかかるのか。

A 盛土環境条例の対象は、盛土規制法の対象と同様の考え方になります。

盛土規制法の対象とならない営農行為については、盛土環境条例においても対象とはなりません。

Q 1－4 開発型盛土とはどのようなものか。

A 宅地造成、工場用地の造成など、都市計画法第4条第12項の定義に該当[※]し、土石の搬入前に汚染のおそれがないことを確認できた盛土等を「開発型盛土」として扱います。

都市計画法第4条第12項に該当する開発行為であっても、土石の搬入前に汚染のおそれが確認できないものは「処分型盛土」となります。

※主として建築物の建築又は第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓地園等）の建設を目的とした土地の区画形質の変更

Q 1－5 処分型盛土とはどのようなものか。

A 開発型盛土、一時堆積及び埋立てに該当しない盛土等を「処分型盛土」として扱います。

Q 1－6 一時堆積（土石の堆積）の定義は盛土規制法と同様であるか。

A 盛土規制法と同様です。一時堆積には、「土石の堆積」のほか、「ストックヤード※¹」、「土壌改良プラント※²」が該当します。

「宅地又は農地等において、土石を積み重ねるもので、一定期間の経過後に当該土石を除去するもの」と定義しています。一定期間とは最大5年です。

なお、一時堆積は、最終的な利用先や処分先において盛土等が行われる際に汚染のおそれのないことを確認するため、水質及び土壌調査は不要としました。

※1 「ストックヤード」 再利用や再販を目的として一時的に土石を積み重ねて保管する場所

※2 「土壌改良プラント」 土石を改良土に再生する施設

Q 1－7 埋立てとはどのようなものか。

A 四方の土地より低い窪地（採石場及び砂利採取場の採取跡地等）を四方の高さに合わせて、土石を投入し平坦にすることを指します。

具体例として、土や砂利の採取後に土石を搬入し埋め戻す行為や田んぼから畑への農地転用のための埋立てが該当します。

なお、埋立ての高さが30cmを超えるものが対象です。（盛土規制法において許可が必要な盛土の高さと同様）

Q 1－8 盛土規制法において、国や都道府県、政令指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって法における「みなし許可」となるが、この場合、盛土環境条例の届出は必要か。

A 「みなし許可」を含め、盛土規制法の対象となる盛土、堆積又は、盛土環境条例の届出が必要です。（盛土等の面積が 1,000 m²未満又は現地流用の場合は届出不要）

Q 1－9 改良土や再生土は規制の対象か。

A 盛土環境条例における規制の対象はQ 1－1のとおりです。
なお、改良土や再生土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けている間は、本条例に規定する「土石等」に該当しないため、条例の適用外になります。

Q 1－10 土石の現地流用の場合、届出は必要か。

A 土石を切土、盛土により現地で流用する場合には、汚染の拡散のおそれがないため、盛土環境条例の届出は不要とします。

Q 1－11 工事に伴う一時堆積の場合、届出は必要か。

A 盛土規制法の許可が必要な一時堆積の場合には、盛土環境条例の届出が必要です。一時堆積の定義は、Q 1－6のとおりです。

2 手続に関すること

Q 2－1 周辺地域の住民への説明会は必須となるのか。

A 盛土環境条例の周知の方法は、盛土規制法と同様とします。

このため、法で説明会等による周知が実施される盛土等については、周知は不要とします。

法の対象とならない「埋立て」については、説明会や回覧などによる周辺地域の住民への周知が必要です。

Q 2－2 土地所有者の同意は必須となるのか。

A 盛土環境条例における同意の扱いは、盛土規制法と同様とします。

このため、法で土地所有者等の同意の取得が行われる盛土等については、同意書の添付は不要とします。

盛土規制法の対象とならない「埋立て」については、取得した同意書等を届出書に添付してください。

Q 2－3 盛土環境条例の届出の前に、これまで申請の前に行っていた盛土等区域の土壌の汚染状況の調査を行う必要はあるか。

A 盛土環境条例では、盛土等による環境の汚染を防止することを目的としており、盛土等が行われる前の盛土等区域の汚染状況の調査の実施は求めないこととしました。

Q 2－4 土石搬入報告書に土石搬入状況一覧表（様式第6号）を添付できるのはどのようなときか。

A 残土処分場、ストックヤード、砂利採取後の埋立てなどでは、土石の発生源が不特定、搬入時期が不定期となることが想定されます。

このような場合には、土石が搬入される前に、その都度、報告書を県に提出することが困難な上、双方の事務量が膨大なものなることが考えられるため、土石搬入状況一覧表（様式第6号）に確認した内容を取りまとめ毎月提出することでも認めることとしました。

Q 2 - 5 土石に汚染のないことを確認するにはどうしたらよいか。

A 盛土等を行う者（土石を搬入する者）は、これまでどおり、事前に、搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認する必要があります。

工事現場などの土石を発生させる者から、以下のような書類を提出してもらい、汚染のおそれのないことを確認してください。

詳細は、「静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例申請等の手引き」を御確認ください。

＜盛土環境条例及び施行規則で規定する証明書＞

- ・土地の利用状況等の調査（地歴調査）の結果
- ・土壌分析調査の結果
- ・再生資源利用促進計画等（発生元の土対法手続や搬出先の許可状況が明確にされる建設副産物を搬出する際の計画）
- ・採石法、砂利採取法の認可書（土地の利用状況と土砂の発生元が証明される書類）

土地の利用状況等の調査（地歴調査）や再生資源利用促進計画等で土石に汚染のないことを確認できない場合は、土壌分析調査が必要となる場合があります。

Q 2 - 6 残土処理場等に土砂を受け取ってもらう際には、分析調査が必要となるのか。

A 盛土等による環境の汚染の防止のため、残土処理場等の土石を搬入する（受入れる）者には、これまでどおり、事前に搬入する土石に汚染のおそれがないことを確認してもらう必要があります。

このため、工事現場などの土石を発生させる者にも、これまでどおり、汚染のおそれのないことの証明を作成してもらい、残土処分場等へ提出していただく必要があります。

盛土条例では、土地の利用状況等の調査（地歴調査）と土壌の分析調査による証明を求めていましたが、盛土環境条例では、これらに加え、地歴調査と同等の内容の確認が可能な「再生資源利用促進計画等」や「採石法・砂利採取法の認可書」を追加しました。

3 水質、土壌の調査に関すること

Q 3－1 分析調査の項目数は減らさないのか。

A 盛土環境条例は、盛土条例における環境の規制の枠組みは維持した上で、必要な合理化を図ることから、項目数を減らすことは考えていません。

Q 3－2 ダイオキシン類の分析調査を除外できないか。

A 盛土環境条例は、盛土条例における環境の規制の枠組みは維持した上で、必要な合理化を図ることから、ダイオキシン類を除外することは考えていません。

Q 3－3 一時堆積（ストックヤード等）は分析調査が必要となるのか。

A 一時堆積（ストックヤード等）は、土砂の移動の過程段階であり、最終的な利用先や処分先において盛土等が行われる際に汚染のおそれのないことが確認されるため、二重に分析調査の実施を求めることを避けることとしました。

ただし、これまでどおり、ストックヤードの土砂を利用する者からは、汚染のないことの証明を求められることがあります。

Q 3－4 「開発型盛土」において、土壌等の分析調査を不要とする理由は。

A 宅地や工場用地の造成のような都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当する盛土等は、跡地の利用目的が明確であり、責任の所在やその後の維持管理が適切に行われることが明確です。

また、盛土等を行った土地の販売や利用が前提であることから、不適切な土石の処分として悪用されるものではないと考えています。

このため、土石の搬入前に県に提出される報告書によって、汚染のないことの確認ができた場合に限り、「開発型盛土」として、土壌等の分析調査を不要とすることにしました。

Q 3－5 田畑転換のような農地転用に対して、処分型盛土として土壌等の分析調査等の規制をかけるのはなぜか。

A 県内では、農地転用と称して残土処理が行われている実態があり、不適切盛土の約3割は、農地に関連したものとなっています。

農地の場合、表面の耕作土については発生元等が配慮される傾向がありますが、盛土等全体としては汚染への配慮がされているか不明なため、土壌等の分析調査が必要と考えます。

Q 3－6 工場用地の造成を計画しているが、土石等の購入先（発生元）が届出時には決まっておらず、施工中に発生元（購入先）を探しながら工事を進めていきたいが、このような場合、開発型盛土として、土壌の分析調査は不要になるか。

A 盛土環境条例では、宅地造成や工場用地造成のような都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当する盛土等について、土石の搬入前に、県へ提出される報告書によって、汚染のないことの確認ができた場合に限り、「開発型盛土」として、土壌の分析調査は不要となります。

Q 3－7 「開発型盛土」として、土石等を搬入する前にあらかじめ土石搬入報告書を提出し県から汚染のおそれの確認を受けた後、一部の土石等の購入先（発生元）が変更になった場合の手続きは。また、土壌や水質の分析調査は必要か。

A 土石等の購入先（発生元）が変更になった場合は、該当土石等を搬入する前に土石搬入報告書を再度提出してください。

一部の土石等の購入先が変更になった際に、既に土石等の搬入が開始している場合は、土壌や水質の分析調査が必要になります。

そのため、開発型盛土を行う場合は、土石等を搬入する前に土石搬入報告書において、県が汚染のおそれがないことが確認できるように、搬入する土石に係る調査を踏まえた事業計画をあらかじめ作成してください。

なお、土壌や水質の分析調査の不要の適用を受けようとする場合には、土石搬入報告書を可能な限り、盛土等届出書と同時に提出してください。

Q 3－8 開発型盛土以外の盛土等であっても、土石の搬入前に、県へ汚染のないことの報告書を提出し、確認を受ければ土壌の分析調査は不要とならないか。

A 盛土環境条例は、Q 3－4での回答を基本的な考え方として、開発型盛土に限り、土壌の分析調査を不要としています。

質問のようなケースは、Q 3－4の考え方には該当しないため、処分型盛土として、土壌の分析調査の実施を求めています。

Q 3－9 処分型盛土や埋立てでも、発生元から汚染のおそれのないことの証明書等の交付を受ければ、土壌等の分析調査は不要ではないか。

A 土壌等の分析調査の考え方は、Q 3－4のとおりです。

Q 3－10 再生資源利用促進計画等は、小規模な工事でも自主的に作成すれば、土石基準に適合することを確認した書類として扱われるのか。

A 再生資源利用促進計画は、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第8条第1項に規定されており、500m³以上の建設発生土を搬出する工事で作成することとされています。

法令等で規定されていない規模の工事で作成された書類は、対象となりません。

なお、作成に当たっては、「確認結果票の作成に当たっての解説」（国土交通省）を参考にしてください。

Q 3－11 改良土又は再生土の場合、どのように土壌の調査を行うか。

A 全ての土石基準物質について、土壌の分析調査を行ってください。分析調査の結果、土石基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと思なすことができます。

また、改良土又は再生土の場合は、その製造場所や製造方法等を合せて確認する必要がありますので、製造のフローチャートを準備してください。

Q 3－12 改良土のうち、石灰を混合する場合でも土壌の分析調査が必要か。

A 石灰系の改良土については、使用する土石の分析調査結果と石灰系固化材の製品名を明らかにし、製品安全シートや分析表により、土石基準を満たしていることが確認できる場合は、それらの結果の添付により分析調査が実施されたものと扱います。

一方、セメント系の改良土について、使用する土石の分析調査結果が行われている場合は、六価クロムの溶出試験のみ実施してください。

（石灰等を混合する前の土石について、土石等の汚染のおそれの有無が土地の利用状況等の調査によって確認された場合でも、混合した後に全ての土石基準物質の分析調査が必要となります。）

4 盛土条例の許可に関すること（経過措置等）

Q 4－1 既に許可を受けている盛土等の扱いはどのようなになるのか。

A 盛土規制法の運用開始を予定している令和 7 年 5 月 26 日より前に許可を受け、着手している盛土等については、災害の防止の規定や手続は、これまでどおり盛土条例（旧条例）の規定が適用されます。

生活環境の保全の規定については、盛土環境条例の規定が適用されます。

Q 4－2 盛土条例の許可が間に合わなかった場合はどのようにすればよいのか。

A 令和 7 年 5 月 26 日より前に盛土条例の申請がされていれば、盛土環境条例の届出があったものとみなし、改めて届出の提出は不要です。

申請がされていない場合には、盛土環境条例の届出を提出してもらう必要があります。

Q 4－3 盛土条例の許可を受けている盛土等は、これまでどおり土壌の分析調査が必要なのか。

A 許可を受けている盛土等は、生活環境の保全の規制について、令和 7 年 5 月 26 日以降は盛土環境条例の規定が適用されます。

このため、宅地造成や工場用地造成等の都市計画法第 4 条第 12 項に規定される開発行為に該当するものであって、土石の搬入前に土石の汚染のおそれがないことを確認できる盛土等、すなわち「開発型盛土」に該当する場合は、6 か月ごとや完了時に行う土壌等の分析調査は不要となります。

一時堆積は、土壌等の分析調査は不要となりますが、これまでどおり、搬入する（運び込まれる）土石の汚染のおそれのないことの確認は必要であり、搬出（販売）する土石については、購入者から汚染のおそれのないことの証明を求められることがあります。

処分型盛土（残土処分場、資材置き場、農地造成など）、埋立てについては、これまでどおり、6 か月ごとや完了時の土壌等の分析調査の実施と報告が必要となります。

Q 4－4 盛土条例の許可を受けている盛土等において、変更許可に該当するような変更が生じた場合、どのような手続が必要となるか。

A 許可を受けている盛土等の災害の防止と手続に関する規定は、盛土条例（旧条例）が適用されます。

このため、変更許可に該当するような変更（工期の延長、盛土面積の増加又は盛土量の増加など）が生じる場合には、これまでと同様の変更許可手続が必要となります。